

添付資料

7. 耐震診断・補強改修設計等 業務報酬算定基準

◇ 国土交通省告示第670号

建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る

業務に関して請求することのできる報酬の基準

どのような建物で耐震診断や耐震補強が必要か

耐震改修促進法（平成 25 年 11 月 25 日 改正）では、現行の耐震基準を満たさない建築物を「特定建築物」と呼び、所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強を行うように努めなければならないとされています。また、特定建築物については、所管行政庁の指導や助言、そして用途・規模によっては指示等の対象となります。

特に、「旧耐震基準」で設計された建物では、早急な耐震診断・耐震補強が必要です。

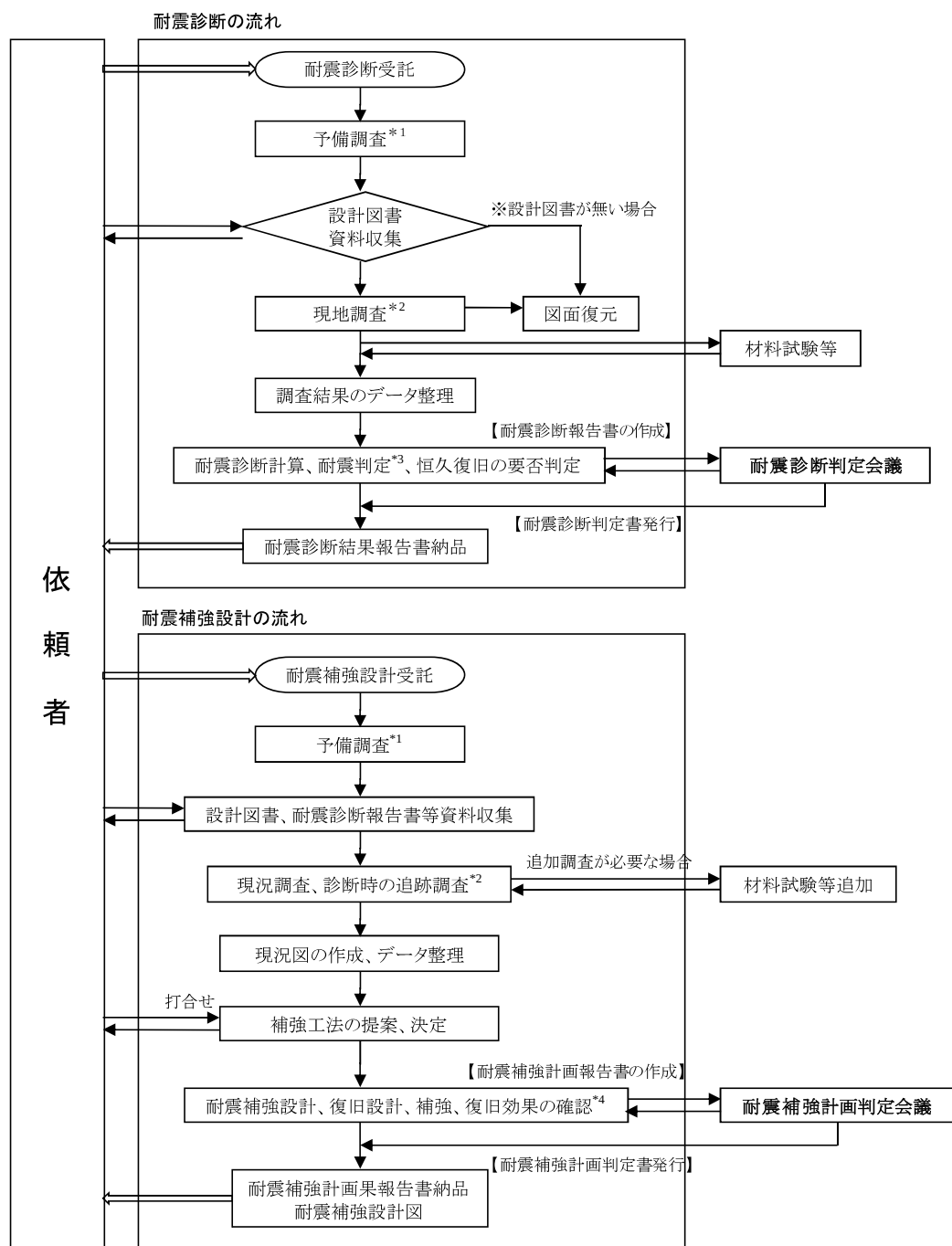
「耐震改修促進法における規制対象一覧」を次のページに示します。

耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 1,500m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 3,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場		階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗			階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500m ² 以上	階数 2 以上かつ 750m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500m ² 以上
博物館、美術館、図書館			階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を含む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

耐震診断および補強設計の流れと作業内容



*1)従来の調査に加え、被災の有無の調査を行う。

*2)被災がある場合は、従来の調査に加え各部材の損傷状況の調査を行う。

*3) I_s, DIs または I_{sr} により耐震判定を行う。また、恒久復旧、耐震補強の要否を判定する。

*4) D_{RI} または I_{sp} を算定し、補強、復旧後の建物が要求性能を満足することを確認する。

※耐震診断に要する日数は、受託から判定会議を受けるまでに約 90 日、判定会議を受けてから判定書の発行までに約 30 日、業務全体としては、約 120 日となります。

※耐震補強計画の判定を受けるためには、耐震診断判定書が発行されているか、もしくは発行見込みとなっている必要があります。

耐震診断の業務内容

鉄筋コンクリート造の場合

(1) 1次診断の場合

- a) 予備調査
 - イ) 建物概要、規模等の調査
 - ロ) 関係図書および資料等の収集及び現地との照合
 - ハ) 建物履歴および「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」による被災の有無の調査
- b) 現地調査
 - イ) 外観調査
 - ロ) ひび割れ調査
 - ハ) 不同沈下測定
 - ニ) 形状指標及び経年指標算出の為に必要な調査
 - ホ) コンクリートの強度調査
- c) その他
 - イ) 耐震診断計算、耐震診断報告書および耐震診断概要書の作成
 - ロ) 図面・計算書等がない場合は、現地調査により図面等を作成する。
(別途費用)
 - ハ) 高次の診断が必要と思われる場合は 2 次又は 3 次診断を提案する。

(2) 2次及び3次診断の場合

- a) 予備調査
 - イ) 建物概要、規模等の調査
 - ロ) 関係図書および資料等の収集及び現地との照合
 - ハ) 建物履歴および「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」による被災の有無の調査
- b) 現地調査
 - イ) 外観調査
 - ロ) コンクリート強度試験
 - ハ) コンクリートの中性化試験
 - ニ) 鉄筋調査（径、ピッチ、腐食度、コンクリートのかぶり、フープのフック状態）
 - ホ) ひび割れ調査
 - ヘ) 不同沈下測定、建物傾斜調査
 - ト) 形状指標及び経年指標算出の為に必要な調査
 - チ) 上記調査・試験の補修工事
- c) その他
 - イ) 耐震診断計算、解析、被災度区分判定、恒久復旧の要否判定、耐震診断報告書および耐震診断概要書の作成
 - ロ) 図面・計算書等がない場合は、現地調査により図面等を作成する。
(別途費用)
 - ハ) 補強方法、恒久復旧工法の概要等の提案

鉄骨造の場合

- a) 予備調査
 - イ) 建物概要、規模等の調査
 - ロ) 関係図書および資料等の収集
 - ハ) 建物履歴および「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」による被災の有無の調査

- b) 現地調査
 - イ) 外観調査
 - ロ) 不同沈下測定、建物傾斜測定
 - ハ) 部材調査(部材寸法・変形・座屈・降伏・ねじれ・傾斜・不具合・断面欠損・腐食等)
 - ニ) 筋違の調査
 - ホ) 接合部の調査（溶接部および継手の詳細調査）
 - ヘ) 柱脚部の調査

- c) 診 断
 - イ) 耐震診断計算、解析、被災度区分判定、恒久復旧の要否判定、耐震診断報告書および耐震診断概要書の作成
 - ロ) 図面・計算書等がない場合は、現地調査により図面等を作成する。（別途費用）
 - ハ) 補強位置、補強方法および恒久復旧工法等の提案

■耐震診断に必要な現地調査項目と調査箇所数

調査項目、調査位置	構造、診断次数 ○印：調査が必要な項目を示す								調査箇所数 /各階： 各階ごとの箇所数 /全階： 建物全体での箇所数	調査内容、特記事項等
	RC造			P C a 造		R C + S 造		S 造		
	1次	2次	3次	1次	2次	RSタイプ	Rタイプ	一般S造Sタイプ		
1 建物寸法、部材実測調査	○	○	○	○	○	○	○	○	適宜	
2 コンクリート強度試験	○	○	○	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○	○	○ ^{*3}	3ヶ所／各階	コンクリートコア ^{*1} による強度試験 コア採取が困難な場合はシュミットハンマー試験とする
3 中性化試験 コア 柱はつり	—	○	○	○ ^{*2}	○ ^{*2}	○	○	—	3ヶ所／各階	コア割裂による
	—	○	○	—	—	○	○	—	1ヶ所／各階	
4 鉄筋間隔調査 柱 壁	—	○	○	—	—	○	○	—	3ヶ所／各階	
	—	○	○	—	—	○	○	—	3ヶ所／各階	
5 鉄筋調査	—	○	○	—	—	○	○	—	1ヶ所／各階	上記3. と同一箇所 H00Pフック、かぶり、腐食調査
6 建物傾斜調査	○	○	○	○	○	○	○	○	建物コーナーの柱 4	建物頂部のX、Y方向の変位 (建物全体の傾斜)を測定
7 ひび割れ調査	○	○	○	○	○	○	○	—	可視部分全数	建物の被災の程度に応じた調査を行う ^{*4}
8 レベル調査	○	○	○	○	○	○	○	○	柱全数／各階	
9 鉄骨部材損傷調査	—	—	—	—	—	○	○	○	3ヶ所／全階(隠蔽されている場合) 可視部分全数	鉄骨部材(柱、梁、ブレース)の降伏、座屈、破断の有無を調査
10 溶接接合部調査	—	—	—	—	—	○	○	○	3ヶ所／全階	原則として外観目視調査およびUT検査による
11 現場継手調査	—	—	—	—	—	○	○	○	3ヶ所／全階	
12 鉄骨柱傾斜調査	—	—	—	—	—	○	○	○	3ヶ所／各階	柱の層間変形角を測定する
13 鉄骨柱脚調査	—	—	—	—	—	○	○	○	3ヶ所	Rタイプでは鉄骨梁とRC柱接合部の調査を行う
14 Pca接合部調査	—	—	—	○	○	—	—	—	3ヶ所／全階	
15 Expジョイント調査	○	○	○	○	○	○	○	○	全数／最上階	

(注) 1. 上記調査は、原則として各建設工期(建設年次)ごとに必要な項目と数の調査を行う。

2. RC+S造建物では、それぞれの構造部分について上表により調査を行う。

3. 優先度調査を行っている場合は、その結果を用いることができる。その時、コアによる中性化試験が行われていない場合は、はつり部分の中性化試験結果のみとすることができる。

4. その他、上表に示されていない項目で耐震診断を行うにあたり必要と考えられる調査を行う。(例えば、高架水槽やブロック壁などの付属部分)

* 1. コンクリート強度調査用のコアの径は、原則100φとする。ただし、コアの高さ径比の最低値の確保が困難な場合や、鉄筋間隔が狭い等の理由で100φのコア採取ができない場合は、小径のものとする。ことができる。

* 2. 現場打ちコンクリートの部分についての調査とする。

* 3. 基礎部分のコンクリート強度調査

* 4. 被災の程度に応じ、診断者の判断により調査を行う。

たとえば、被災がない場合は、従来通りのひび割れ調査を行う。被災が軽微な場合は、従来の調査の他に、各部位(柱、壁、梁)で1箇所程度仕上げ材を撤去し構造体のひび割れ状況を調査する。

また、被災が広範囲におよぶ場合は、従来の調査の他に、被災部材の1/4程度について、仕上げ材を撤去し構造体のひび割れ状況を調査する等の判断をする。

耐震補強設計の業務内容

鉄筋コンクリート造および鉄骨造の場合

- a) 予備調査
 - イ) 建物概要、規模等の調査
 - ロ) 耐震診断報告書の内容の確認
 - ハ) 建物履歴および「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」による被災の有無の調査
 - ニ) 関係法令調査、関係官庁協議
- b) 現地調査
 - イ) 建物現況の調査（意匠、構造、設備）
 - ロ) 耐震診断時の未調査分等の追加調査および被災状況の調査
- c) 耐震補強設計
 - イ) 補強設計方針協議、耐震補強の条件設定
 - ロ) 補強計画の提案、補強工法決定および復旧計画提案、工法決定
 - ハ) 耐震補強および復旧実施設計
 - ニ) 補強計画報告書および概要書の作成
 - ホ) 補強および復旧工事費積算
- d) その他

なぜ判定会議の審査を受けるのか

耐震診断および耐震補強設計は工学的に高度な判断を必要とするため、学識経験者や専門の実務家によって、その内容の妥当性を客観的に審査し判定する必要があります。

この様なことから、文部科学省の補助を受ける場合は、下の通知のとおり公的機関による判定書の添付が義務付けられているところであります。

写

9 教 施 第 17 の 1 号
平 成 9 年 1 月 24 日

各都道府県教育委員会施設主管課長 殿

文部省教育助成局施設助成課長
玉 井 日 出 夫

耐震診断の内容聴取に係る事務手続き等について（通知）

地震防災緊急事業 5 箇年計画の本格的な実施に伴い、今後公立学校施設の耐震補強事業（地震補強事業及び大規模改造（補強）事業）が大幅に増加することが見込まれることから、本事業の円滑な実施に資するため耐震診断の内容聴取に係る事務手続等を平成 9 年事業から下記のとおり変更することとしました。

ついては、このことを貴管下市町村に通知し、周辺徹底を図られるよう配慮願います。

記

1. 文部省が実施する耐震診断に係る内容聴取の前に、原則として、耐震診断及び耐震補強設計の内容について、①「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく所管政庁の認定又は②公的機関の確認を受けること。
2. 公的機関の定義としては、所管行政庁の認定の前段階の審査機関として位置付けられている公益法人、又は、構成員の過半が大学教授等の建築構造専門家である審査委員会等を設置している公益法人等とする。
3. ただし、平成 9 年度事業で、既に文部省の内容聴取を終えたものはこの限りでない。

一般社団法人茨城県建築士事務所協会

耐震診断・補強計画判定会議設置要綱

(目的)

第1 本協会は既存建築物の耐震診断及び補強計画業務の成果に対する判定を行うための会議を設置する。

(名称)

第2 この会議の名称は、一般社団法人茨城県建築士事務所協会耐震診断・補強計画判定会議（以下判定会議）という。

(構成)

第3 判定会議の委員の数は11名以内とし、構成は次のとおりとする。

委員長 1名 副委員長 1名 委員 9名以内

(任命)

第4 任命については、次のとおりとする。

1) 判定会議の委員の任命は、一般社団法人茨城県建築士事務所協会（以下本協会）の業務委員会の推薦により本協会の会長が行う。

2) 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。

(任期)

第5 判定会議の委員の任期は、2年とする。

(会議の成立)

第6 判定会議は委員の3分の1以上の出席をもって成立する。

(事務)

第7 判定会議の事務は本協会事務局が行う。

(報告)

第8 本協会構造部会は、判定会議の議事録を添えて本協会会長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9 判定会議に関わる者は会議で知り得た内容を他に漏らしてはならない。

第10 この要綱の改廃は、本協会の理事会の承認を得なければならない。

附 則

この要綱は平成8年2月28日より施行する。

平成13年6月27日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成25年4月1日 一部改正

耐震診断・補強計画判定会議の判定料等取扱い基準

一般社団法人茨城県建築士事務所協会

平成 22 年 4 月 1 日

当協会が設置している耐震診断・補強計画判定会議の判定料等については、次のように取り扱う。

1 耐震診断・補強計画判定料について

(1) 耐震診断判定料について

表 1

(単位円)

延床面積 (㎡)	鉄筋コンクリートの 1 次診断		左記以外	
	会 員	非会員	会 員	非会員
1000 未満	80, 000	160, 000	150, 000	200, 000
3000 未満	100, 000	200, 000	200, 000	400, 000
5000 未満	150, 000	300, 000	250, 000	600, 000
5000 以上	200, 000	400, 000	300, 000	700, 000

(2) 補強計画判定料について

表 2

(単位円)

延床面積 (㎡)	鉄筋コンクリートの 1 次診断		左記以外	
	会 員	非会員	会 員	非会員
1000 未満	100, 000	210, 000	200, 000	400, 000
3000 未満	130, 000	260, 000	260, 000	520, 000
5000 未満	200, 000	390, 000	330, 000	780, 000
5000 以上	260, 000	520, 000	390, 000	910, 000

(注)

1. 延床面積は、施設台帳または確認申請の面積とする。
2. 本表の金額には、消費税は含まない。
3. 判定料の納入等については、「2 判定料等の取扱いについて」による。
4. 会員とは、建築物の所有者・管理者から耐震診断・補強計画判定業務を受託した者が、(一社)茨城県建築士事務所協会会員である場合とする。その他の場合は、「非会員」とする。
ただし、県内にある本社または支社が協会会員であっても、県外にある支社または本社が受託した場合は、会員としない(非会員)。

2 判定料等の取扱いについて

(1) 予約金について

判定を申し込む事務所は、予約金として 20,000 円を納入し、申し込むものとする。事務局において納入を確認後受付し、判定予定日等を決めて申込み事務所へ通知する。

なお、受付後申込み事務所の事由により解約した場合においては、予約金は返却しない。

(2) 判定料の納入について

申込み事務所は、判定会議予定日の 30 日前までに、予約金を除いた判定料の残金を納入するものとする。

納入されないときには、判定予定から除くこととする。

(3) 判定料納入後に取り下げした場合の取扱いについて

申込み事務所の事由により、判定料納入後に申込みを取り下げた場合には、判定料の 60% を申込み事務所へ返却する。

(4) 判定を受けた後の判定料の取扱いについて

納入された判定料は、全額返却しない。

(5) 再判定等に係る判定料について

申請内容不備等により再判定となった場合の判定料は、上記判定料の 70% とする。

ただし、継続審議となったもの及び再報告となったものについては、この限りでない。

(6) 判定書発行後の再判定の手数料について

変更が軽微な場合は、上記判定料の 30% 変更が大きな場合は、上記判定料の 80% とする。

(注)

耐震補強計画の判定を受けた建物において、判定書が発行された後に計画の変更が生じた場合には、再判定を受ける必要があります。

また、再判定の詳細については、(一社) 茨城県建築士事務所協会発刊、「耐震診断・耐震補強判定
会議マニュアル」を参照願います。

資料

○国土交通省告示第六百七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者が耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第一項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）及び耐震改修（同条第二項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

平成二十七年五月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が耐震診断又は耐震改修に係る建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督又は建築物に関する調査若しくは鑑定（以下「設計等」という。）の業務に関して請求することのできる報酬は、特殊な構造方法の建築物に係る設計等の業務を行う場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次のイからホまでに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、検査費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

ロ 検査費

検査費は、溶接部の超音波探傷検査、コンクリート供試体の圧縮強度検査その他の設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計額とする。

ハ 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の設計等の委託者（以下「委託者」という。）の特別の依頼に基づいて必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

ニ 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロ及びハに定める経費を除く。）の合計額とする。

ホ 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからニまでに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は戸建木造住宅に係る設計等の業務を行う場合にあっては、業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二のイ、ニ又はホにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては別添二別表第一、戸建木造住宅にあっては別添二別表第二の床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあっては、その略算方法によることができないものとする。

イ 直接人件費

設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、通常当該標準業務に従事する者一人について一時間当たりに要する人件費に、別添二に掲げる標準業務人・時間数（別添二に掲げる標準業務人・時間数によることができない場合にあっては、別添一に掲げる標準業務内容について一級建築士として二年又は二級建築士として七年の建築に関する業務経験を有する者が当該標準業務を行うために必要な業務人・時間数を建築士事務所ごとに算定した場合における当該業務人・時間数。以下「標準業務内容に応じた業務人・時間数」という。）を乗じて算定する方法

ロ 直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に一・〇を標準とする倍数を乗じて算定する方法

- 2 前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみ行う場合は、標準業務内容に応じた業務人・時間数から行われない業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。
- 3 第一項イに定める算定方法において、別添三に掲げる業務など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、当該業務に対応した業務人・時間数を標準業務内容に応じた業務人・時間数に付加することにより算定するものとする。
- 4 第一項イに定める算定方法において、平面及び立面が不整形であるなど特殊な形状の建築物又は軟弱な地盤であるなど特殊な敷地上の建築物に係る設計等の業務を行うために必要な業務人・時間数が標準業務内容に応じた業務人・時間数を超過した場合は、当該超過した業務人・時間数を加算することにより算定するものとする。
- 5 第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部改正）

第二条 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

次の題名をつける。

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

制定文中「その業務」の下に「(耐震診断(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第二条第一項に規定する耐震診断をいう。)及び耐震改修(同条第二項に規定する耐震改修をいう。)に係る業務を除く。)」を加える。

別添一第1項第一号イの表(1)の項(ii)の項業務内容の欄中「場合又は」を「場合若しくは」に改め、同号ロ(1)の表(注)中6を7とし、2から5までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。

別添一第1項第一号ロ(2)の表(注)中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。

別添一第1項第二号ロ(1)の表(3)の項(i)の項成果図書の欄中⑩を⑪とし、⑫から⑮までを1ずつ繰り下げ、⑫の次に次のように加える。

⑬ その他設置設備設計図

別添一第1項第二号ロ(1)の表(注)及び(2)の表(注)中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。

別添四1. 中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

別添一

標準業務は、既存の建築物の設計図書等耐震診断又は耐震改修に必要な情報が提示されている場合に、耐震診断に係る一般的な受託契約又は耐震改修に係る一般的な設計受託契約若しくは工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務（他の建築士事務所が行った耐震診断の結果を用いて行う耐震改修の業務を除く。）とし、その内容を以下に掲げる。

1 耐震診断に関する標準業務

建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、劣化状況（腐食、腐朽又は摩損の度をいう。以下同じ。）、材料強度等に関する実地調査を行った上で、当該実地調査の結果及び設計図書等に基づき、耐震診断結果報告書を作成するために必要な戸建木造住宅以外の建築物にあっては次のイに、戸建木造住宅にあっては次のロに掲げる業務をいう。

イ 戸建木造住宅以外の建築物に係る業務内容

項 目		業 務 内 容
(1) 予備調査	(i) 予備調査	建築物の概要について、設計図書、建築物の建築に関する法令及び条例（以下「建築関係法令」という。）に基づく過去の申請書等により確認する。 建築物の過去の増築、改築、修繕又は模様替の有無、使用状況、被災状況、劣化状況等について、委託者からの聞き取り等により確認する。 実地調査を行う部分にある被覆材等の建築材料に石綿が添加されていないかどうかについて、設計図書等により確認する。 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては、溶接部に用いられる建築材料の受入検査の内容について、設計図書等により確認する。
	(ii) 実地調査及び耐震診断の方針の策定並びに委託者への説明	予備調査の結果を踏まえ、実地調査の方針及び使用する耐震診断方法（平成十八年国土交通省告示第百八十四号別添第一の規定による耐震診断の方法をいう。以下同じ。）等を明らかにした耐震診断の方針を策定し、委託者に説明する。
(2) 実地調査		実地調査の方針に基づき、目視又は計測により、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、劣化状況及び材料強度、建築物の階数、平面及び立面の形状並びに用途、建築物に作用する荷重の数値等に関する実地調査を行う。 当該実地調査の結果が、設計図書等と整合していることを確認する。 当該実地調査の結果を踏まえ、追加の調査を行う必要があるかどうかを、必要に応じて委託者と協議する。
(3) 耐震性能の評価等	(i) 耐震診断用図面の作成	設計図書等の内容及び実地調査の結果を踏まえ、耐震診断に用いる図面（以下「耐震診断用図面」という。）を作成する。
	(ii) 材料強度及び各種指標の設定	実地調査の結果及び耐震診断用図面の内容を踏まえ、耐震診断に必要な材料強度及び各種指標を設定する。
	(iii) 構造耐震指標等の算出等	耐震診断の方針に基づき、耐震診断方法に定められた計算方法により、耐震性能の評価に必要な構造耐震指標等を算出するとともに、必要に応じて塔屋、エキスパンションジョイント、片持ちの部材その他耐震性能の評価に影響を与えない建築物の部分について、地震に対する安全性の検討を行う。
	(iv) 耐震性能の評価等	実地調査の結果及び算出した構造耐震指標等を踏まえ、耐震性能を評価する。 耐震性能の評価の結果を踏まえ、耐震性能が確保されていない場合においては、耐震補強の方針を作成する。
(4) 耐震診断結果の委託者への報告等	(i) 耐震診断結果報告書の作成	耐震性能の評価の結果等を踏まえ、耐震診断結果報告書を作成する。
	(ii) 耐震診断結果報告書の委託者への説明	耐震診断結果報告書を委託者に提出し、委託者に対して、当該耐震診断結果報告書の内容（耐震診断の方針及び実地調査の結果と耐震性能の評価との関係を含む。）の説明を行う。

ロ 戸建木造住宅に係る業務内容

項 目		業 務 内 容
(1) 予備調査	(i) 予備調査	建築物の概要について、設計図書、建築基準法令の規定に基づく過去の申請書等により確認する。
		建築物の過去の増築、改築、修繕又は模様替の有無、使用状況、被災状況、劣化状況等について、委託者からの聞き取り等により確認する。
		建築物の内装材及び外装材の仕様、周囲の地形、敷地の地盤等について調査を行う。
	(ii) 実地調査及び耐震診断の方針の策定並びに委託者への説明	予備調査の結果を踏まえ、実地調査の方針及び使用する耐震診断方法等を明らかにした耐震診断の方針を策定し、委託者に説明する。
(2) 実地調査		実地調査の方針に基づき、目視又は計測により、構造耐力上主要な部分の配置、形状、寸法、接合部の緊結の度、劣化状況及び材料強度、建築物の基礎の形状、鉄筋の有無、ひび割れ等の劣化状況、建築物の床、壁及び小屋組（これらの接合部を含む。）の構造方法、階数、平面及び立面の形状並びに用途、建築物の敷地の地盤及び周囲の地形の状況等に関する実地調査を行う。 当該実地調査の結果が、設計図書等と整合していることを確認する。 当該実地調査の結果を踏まえ、追加の調査を行う必要があるかどうかを、必要に応じて委託者と協議する。
(3) 耐震性能の評価等	(i) 耐震診断用図面の作成	設計図書等の内容及び実地調査の結果を踏まえ、耐震診断用図面を作成する。
	(ii) 各種指標の設定等	実地調査の結果及び耐震診断用図面の内容を踏まえ、建築物の壁及び柱の位置を確認するとともに、耐震診断に必要な各種指標を設定する。
	(iii) 構造耐震指標等の算出等	耐震診断の方針に基づき、耐震診断方法に定められた計算方法により、耐震性能の評価に必要な構造耐震指標等を算出する。
	(iv) 地盤及び基礎の安全性の評価	実地調査の結果及び算出した構造耐震指標等を踏まえ、建築物の敷地の地盤及び基礎の安全性を評価する。
	(v) 耐震性能の評価等	実地調査の結果、算出した構造耐震指標等並びに建築物の敷地の地盤及び基礎の安全性の評価の結果を踏まえ、耐震性能を評価する。 耐震性能の評価の結果を踏まえ、耐震性能が確保されていない場合においては、耐震補強の方針を作成する。
(4) 耐震診断結果の委託者への報告等	(i) 耐震診断結果報告書の作成	耐震性能の評価の結果等を踏まえ、耐震診断結果報告書を作成する。
	(ii) 耐震診断結果報告書の委託者への説明	耐震診断結果報告書を委託者に提出し、委託者に対して、当該耐震診断結果報告書の内容（耐震診断の方針及び実地調査の結果と耐震性能の評価との関係を含む。）の説明を行う。

2 耐震改修に係る設計に関する標準業務

一 耐震改修に係る設計に関する標準業務

建築物の構造耐力上主要な部分に係る耐震性能の向上のために必要な範囲で、委託者から提示された要求その他の諸条件を耐震改修に係る設計条件として整理した上で、建築物が備えるべき機能及び耐震性能、耐震補強工法、主な使用材料の種別及び品質等を検討し、それらを総合して耐震改修に係る設計方針を策定し、工事施工者が耐震改修に係る設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図（当該耐震改修に係る設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）に合致した建築物の耐震改修の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、耐震改修に係る設計方針に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、戸建木造住宅以外の建築物にあってはロ(1)、戸建木造住宅にあってはロ(2)に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ 業務内容

項目		業務内容
(1) 耐震改修に係る設計条件等の整理	(i) 条件整理等	耐震診断の結果、耐震性能の水準など委託者から提示されるさまざまな要求、耐震改修の工事の施工中における建築物の使用に伴う施工上の制約その他の諸条件を耐震改修に係る設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	耐震診断時に算出した構造耐震指標等を踏まえ、委託者と耐震改修が行われた建築物が備えるべき機能及び耐震性能の水準について協議し、確定する。 委託者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、委託者に説明を求め又は委託者と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ		耐震改修に係る設計に必要な範囲で、建築関係法令の規定に基づく過去の申請書の内容の確認、建築関係法令の規定上の制約条件の調査等を行い、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(3) 建築物の現況の調査、上下水道、ガス、電力、通信等の調査及び関係機関との打合せ		耐震改修に係る設計に必要な範囲で、建築物の現況、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況、建築物及びその敷地への耐震改修による影響等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 耐震改修に係る設計方針の策定	(i) 総合検討	耐震改修に係る設計条件に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について考慮した上で、耐震改修に係る設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 耐震補強方法の検討	耐震改修に係るこれまで検討された事項のうち、委託者と協議して合意に達しておく必要のあるものを整理し、耐震改修に係る設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 耐震補強による効果の確認	耐震診断の結果、耐震診断時に作成した耐震補強の方針、耐震改修に係る設計条件及び総合検討に基づき、耐震補強工法等の耐震補強方法を選定した上で、耐震補強の箇所数及び位置を検討し、必要に応じて、想定した耐震補強工法を施工することができるかどうかの確認等を現地において行う。
	(iv) 耐震改修に係る設計方針の策定及び委託者への説明	耐震診断方法に定められた計算方法により想定した耐震補強工法が建築物の耐震性能の向上に効果があることを確認する。
(5) 設計図書の作成		総合検討、耐震補強による効果の確認の結果及び予算を踏まえ、耐震改修に係る設計方針の策定及び耐震改修計画説明書の作成を行い、委託者に説明を行う。
(6) 概算工事費の検討		耐震改修に係る設計方針に基づき、委託者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、設計図書を作成する。なお、設計図書においては、構造耐力上主要な部分、仕上げ材等の撤去及び復旧の方法、工事施工者が施工すべき補強箇所及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を可能な限り具体的に表現する。
(7) 設計内容の委託者への説明等		設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書に基づく耐震改修の工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
		耐震改修に係る設計を行っている間、委託者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について委託者の意向を確認する。
		設計図書の作成が完了した時点において、当該設計図書を委託者に提出し、委託者に対して設計意図及び設計内容の総合的な説明を行う。

ロ 成果図書

(1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1) 統括	① 既存建築物概要書 ② 各種耐震改修方法の比較検討書 ③ 耐震改修計画説明書 ④ 全体工事費概算書

(2) 意匠		① 仕様書 ② 仕上表 ③ 敷地案内図 ④ 配置図 ⑤ 平面図(改修階) ⑥ 断面図(改修面) ⑦ 立面図(改修面) ⑧ 矩計図 ⑨ 展開図 ⑩ 天井伏図(改修階) ⑪ 部分詳細図 ⑫ 建具表 ⑬ 工事費概算書
(3) 構造		① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 伏図(改修階) ④ 軸組図(改修面) ⑤ 補強部材リスト ⑥ 耐震補強工法、使用建築材料等詳細図 ⑦ その他部分詳細図 ⑧ 耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書 ⑨ 工事費概算書
(4) 設備	(i) 電気設備	① 仕様書 ② 受変電設備図 ③ 非常電源設備図 ④ 幹線系統図 ⑤ 電灯、コンセント設備平面図(改修階) ⑥ 動力設備平面図(改修階) ⑦ 通信・情報設備系統図 ⑧ 通信・情報設備平面図(改修階) ⑨ 火災報知等設備系統図 ⑩ 火災報知等設備平面図(改修階) ⑪ その他改修設備設計図 ⑫ 部分詳細図 ⑬ 屋外設備図 ⑭ 工事費概算書 ⑮ 各種計算書
	(ii) 給排水衛生設備	① 仕様書 ② 給排水衛生設備配管系統図 ③ 給排水衛生設備配管平面図(改修階) ④ 消火設備系統図 ⑤ 消火設備平面図(改修階) ⑥ その他改修設備設計図 ⑦ 部分詳細図 ⑧ 屋外設備図 ⑨ 工事費概算書 ⑩ 各種計算書
	(iii) 空調換気設備	① 仕様書 ② 空調設備系統図 ③ 空調設備平面図(改修階) ④ 換気設備系統図 ⑤ 換気設備平面図(改修階) ⑥ その他改修設備設計図 ⑦ 部分詳細図 ⑧ 屋外設備図 ⑨ 工事費概算書 ⑩ 各種計算書
	(iv) 昇降機等	① 仕様書 ② 昇降機等平面図(改修階) ③ 昇降機等断面図(改修面) ④ 部分詳細図 ⑤ 工事費概算書 ⑥ 各種計算書

- (注) 1 建築物の耐震改修の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
2 (i)から(4)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載

する場合がある。

- 3 「統括」とは建築物の意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「意匠」とは建築物の意匠に関する設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 4 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
- 5 平面図、断面図、立面図、伏図、軸組図、各種設備系統図及び各種設備平面図には、改修前後の内容に関する記載を含む。
- 6 仕上表、平面図、断面図、立面図、伏図等には、仕上げ材等の撤去及び復旧の内容に関する記載を含む。
- 7 「耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書」には、目標とする構造耐震指標等及び耐震補強後の構造耐震指標等の数値に関する記載を含む。

(2) 戸建木造住宅に係る成果図書

業務の種類	成果図書
(1) 統括	① 既存建築物概要書 ② 耐震改修計画説明書 ③ 全体工事費概算書
(2) 意匠	① 仕様書 ② 仕上表 ③ 敷地案内図 ④ 配置図 ⑤ 平面図(改修階) ⑥ 断面図(改修面) ⑦ 立面図(改修面) ⑧ 矩計図 ⑨ 展開図 ⑩ 天井伏図 ⑪ 建具表 ⑫ 工事費概算書
(3) 構造	① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 基礎伏図 ④ 床伏図(改修階) ⑤ はり伏図(改修階) ⑥ 小屋伏図 ⑦ 耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書 ⑧ 耐震補強工法、使用建築材料等詳細図 ⑨ 工事費概算書
(4) 設備	① 仕様書 ② 設備位置図(電気、給排水衛生及び空調換気)(改修階) ③ 工事費概算書

- (注) 1 建築物の耐震改修の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 (1)から(4)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
- 3 「統括」とは建築物の意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「意匠」とは建築物の意匠に関する設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 4 平面図、断面図、立面図、各種伏図、軸組図及び設備位置図には、改修前後の内容に関する記載を含む。
- 5 仕上表、平面図、断面図、立面図、各種伏図等には、仕上げ材等の撤去及び復旧の内容に関する記載を含む。
- 6 「耐震診断方法に定められた計算方法に基づく計算書」には、目標とする構造耐震指標等及び耐震補強後の構造耐震指標等の数値に関する記載を含む。

二 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある耐震改修に係る設計に関する標準業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、前号ロに掲げる成果図書に基づき、質疑応答、説明、耐震補強工法、工事材料等の選定に関する検討、助言等を行う次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を委託者を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。

	設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 耐震補強工法、工事材料等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある耐震補強工法、工事材料等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を委託者に対して行う。
(3) 設計条件の変更に係る協議	設計段階において建築物の現況の調査が行われたにもかかわらず、工事施工段階において建築物の現況が委託者から提示された設計図書等と整合していないこと等が判明し、耐震改修に係る設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者と協議する。

3 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

一 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務

前項第一号ロに掲げる成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項目		業務内容
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について委託者に説明する。
	(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、委託者と協議する。
(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、委託者に報告し、必要に応じて委託者を通じて設計者に確認する。
	(ii) 質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて委託者を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（補強部詳細図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、委託者に報告する。
	(ii) 耐震補強工法、工事材料等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する耐震補強工法、工事材料及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、委託者に報告する。
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書の定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により行う。
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を委託者に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由については委託者に書面で報告した場合においては、委託者及び工事施工者と協議する。
(6) 工事監理報告書等の提出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を委託者に提出する。

二 その他の標準業務

前号に定める業務と一体となつて行われる次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1) 請負代金内訳書の検討及び報告	工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的方法により検討し、委託者に報告する。
(2) 工程表の検討及び報告	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を委託者に報告する。
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告等	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を委託者に報告する。

		工事施工段階において建築物の現況が設計図書等と整合していないことが判明し、耐震改修に係る設計条件を変更する必要がある場合においては、委託者に報告する。
(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法による確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を委託者に報告する。
	(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあつては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		工事施工者から委託者への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
(6) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、委託者に報告する。
	(ii) 最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、委託者に報告する。

別添二

- 1 別添一第1項イに掲げる業務内容（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係るものに限る。第三項において同じ。）に係る標準業務人・時間数は、別表第一の(一)耐震診断の欄に掲げるものとする。
- 2 別添一第1項ロに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別表第二の(一)耐震診断の欄に掲げるものとする。
- 3 別添一第2項第一号イに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数（同号ロ(1)の表の(3)構造の欄に掲げる成果図書に係るものに限る。）は、別表第一の(二)耐震改修に係る設計の欄に掲げるものとする。
- 4 別添一第2項第一号イに掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数（同号ロ(2)に掲げる成果図書に係るものに限る。）は、別表第二の(二)耐震改修に係る設計の欄に掲げるものとする。
- 5 次に掲げる表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として2年又は二級建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計等の業務を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。
- 6 次に掲げる表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

別表第一 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

（単位 人・時間）

床面積の合計	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡
(一) 耐震診断	290	340	380	450	510	600	740	880
(二) 耐震改修に係る設計（構造に係るものに限る。）	150	190	230	290	340	430	590	750

別表第二 戸建木造住宅

（単位 人・時間）

床面積の合計	75㎡から250㎡まで
(一) 耐震診断	45
(二) 耐震改修に係る設計	60

別添三

1. 耐震診断に関する標準業務に附随する標準外の業務

耐震診断に係る受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる耐震診断に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務
- 二 非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務
- 三 実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務
- 四 木造の建築物における白蟻^{あり}による被害に関する調査に係る業務
- 五 補助金等の交付の申請に必要な図書の作成に係る業務
- 六 耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- 七 建築関係法令への適合性の確認に係る業務（別添一第1項イ又はロに掲げる業務内容を除く。）

2. 耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随する標準外の業務

耐震改修に係る設計受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

- 一 既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震改修に係る設計に必要な設計図書の復元に係る業務
- 二 非構造部材及び設備機器の耐震改修に係る設計に関する業務
- 三 耐震改修に係る設計に関する成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務
- 四 補助金等の交付の申請に必要な図書の作成に係る業務
- 五 耐震改修に係る設計に関する成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- 六 確認申請に必要な図書の作成に係る業務
- 七 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作成に係る業務
- 八 エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
- 九 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の作成に係る業務
- 十 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
- 十一 建築物の防災に関する計画の作成に係る業務

3. 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務

耐震改修に係る工事監理受託契約に基づき、別添一第3項に掲げる耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務とする。